

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	葛城市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/11,25682,116.html">http://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/11,25682,116.html</a>

執行機関名 葛城市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年葛城市条例第26号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第4の項 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年葛城市条例第26号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年条例第26号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害老人、高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し医療費の一部を助成し、もつて重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例</li> <li>・葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則</li> </ul>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例 第2条第2号
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成16年葛城市条例第90号)第2条第3号を除く各号に規定する助成要件に該当する者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則 第2条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る <u>道府県民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該者該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る <u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>

備考	
----	--